



環 管 - 1171
平成27年3月30日

日本製紙株式会社
代表取締役社長 馬城 文雄 様

秋田県知事 佐竹 敬



日本製紙秋田工場発電事業計画に係る環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

このことについて、秋田県環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく環境の
保全の見地からの意見は次のとおりです。

1 総括的事項

環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る
事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見
直しを行う等、適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

施設の稼働に伴う騒音及び振動について、事業実施に伴う影響の程度を勘案し、
環境影響評価項目として選定することの可否について再検討すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、施設の騒音・振動対策に関する諸
元及び施設稼働時の騒音・振動に関する環境保全措置を明らかにした上で、準備
書においてその判断に至った経緯を説明すること。

(2) その他

発電設備計画地の松林の伐採については、景観の保全や防風・防音効果等も踏
まえ、必要最小限となるよう配慮すること。

【担当】

生活環境部環境管理課
環境審査班 高橋、片山
電話 018-860-1601